

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成31年4月11日(2019.4.11)

【公表番号】特表2017-528369(P2017-528369A)

【公表日】平成29年9月28日(2017.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2017-037

【出願番号】特願2017-516364(P2017-516364)

【国際特許分類】

B 6 2 D 6/00 (2006.01)

B 6 2 D 5/065 (2006.01)

B 6 2 D 5/10 (2006.01)

B 6 2 D 101/00 (2006.01)

B 6 2 D 113/00 (2006.01)

【F I】

B 6 2 D 6/00

B 6 2 D 5/065 B

B 6 2 D 5/10

B 6 2 D 101:00

B 6 2 D 113:00

【誤訳訂正書】

【提出日】平成31年3月1日(2019.3.1)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0017

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0017】

【図1】図1は車両の機能図を示す。前車軸の従動輪のステアリング角を検知するためには、ここではステアリング角センサS_θが、および走行速度vを検知するための走行速度センサS_vが設けられる。それらの信号は信号回線を介して従動車軸のステアリングシステムLSに伝達される。

【図2】図2はステアリングシステム全体の油圧回路図を示す。前車軸におけるステアリング角を測定するステアリング角センサによって、および走行速度センサによって確認されたデータは制御装置1.1に入力される。制御装置1.1はデータから車両の従動車軸における従動輪のトレーリング角を算出し、且つ対応して電気モータ1.2を制御する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0021

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0021】

その場合、従動車軸とは、ステアリングされる車軸の傾きについていく各車軸、および固定された後車軸または前車軸の後ろを走るまたは前を走る、すなわちリーディング車軸としても配置されることができる各車軸と、理解されなければならない。したがって本発明に基づくステアリングシステムは、トレーラ、セミトレーラまたはステアリングされる第2の前車軸においても使用されることができる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

- ・車両の前車軸の従動輪のステアリング角を測定するためのステアリング角センサと、
- ・前記車両の走行速度を測定するための走行速度センサと、
- ・油圧ポンプ(2)を駆動する電気モータ(1.2)と、
- ・導管(7および7.1)を介して前記油圧ポンプ(2)に接続される、従動車軸の従動輪を操縦するための作業シリンダ(11)と、
 - ・前記ステアリング角センサと前記走行速度センサとのデータを用いて、前記車両の前記従動車軸における前記従動輪のトレーリング角を決定し、および前記電気モータを対応して制御する制御装置(1.1)とを含み、
 - ・その場合に、前記作業シリンダ(11)は、それを介して油圧流体を前記作業シリンダ(11)から排出することができる中心位置穿孔(11.3)を備え、およびピストンは前記従動車軸の前記従動輪の直進位置において前記中心位置穿孔(11.3)を密閉する、車両の少なくとも1つの従動車軸またはリーディング車軸に対するステアリングシステムであって、
 - ・前記作業シリンダ(11)は還流弁(10および10.1)に接続され、それを介して油圧流体はタンク(6)に流れ戻すことができ、
 - ・前記作業シリンダ(11)の前記中心位置穿孔(11.3)は中心位置の弁(12)に接続され、それを介して油圧流体はタンク(6)に流れ戻すことができ、および
 - ・前記還流弁(10および10.1)と前記中心位置の弁(12)はポペット弁として製作される、ことを特徴とするステアリングシステム。

【請求項2】

前記作業シリンダ(11)から前記タンク(6)への還流配管に、前記油圧流体を浄化するためのフィルタ(5)が配置される、ことを特徴とする請求項1に記載のステアリングシステム。

【請求項3】

前記吸い込み配管にフィルタ(4および4.1)が配置される、ことを特徴とする請求項1および2に記載のステアリングシステム。

【請求項4】

前記導管(7および7.1)にフィルタ(8および8.1)が配置される、ことを特徴とする請求項1乃至3に記載のステアリングシステム。